

福岡市若者支援地域協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）

第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、福岡市若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）が連携することにより、若者を総合的に支援する仕組みづくりを行う。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の支援に係る情報交換、連絡調整に関すること。
- (2) 社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の支援に必要な体制の整備に関すること。
- (3) 社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に関する相談等への対応並びに必要な調査及び指導に関すること。
- (4) 社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に関する研修及び情報発信に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関（以下「関係機関」という。）をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置き、福岡市こども未来局こども政策部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 5 会長は必要があると認めるときは、会議に関係機関以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は情報や資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(会議)

第4条 協議会に、代表者会議及び、関係機関等の担当職員をもって組織する個別ケース検討会議を置く。

- 2 代表者会議は、関係機関等の代表者により構成し、協議会が円滑に機能する環境の整備を行うため、年1回程度開催する、また、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 協議会の支援に必要な体制の整備に関すること。
 - (2) 協議会の年間活動方針に関すること。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、代表者会議の目的を達成するために必要な事項。
- 3 個別ケース検討会議は、ケースごとの関係機関の担当者により構成し、必要となった場合に隨時開催する、また、次に掲げる事項について協議すること。
 - (1) 支援の対象となる若者の状況の把握、問題点の確認及び情報交換に関すること。
 - (2) 支援の対象となる若者に関する具体的な支援方法に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、個別ケース検討会議の目的を達成するために必要な事項。

(若者支援調整機関)

- 第5条 福岡市長は、法第21条第1項の規定により、福岡市若者総合相談センターを若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定する。
- 2 調整機関は、協議会に関する事務を統括するとともに、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて関係機関との連絡調整を行う。

(子ども・若者指定支援機関)

- 第6条 福岡市長は、法第22条第1項の規定により、福岡市若者総合相談センターを子ども・若者指定支援機関として指定する。

(会議の招集及び運営)

- 第7条 代表者会議は会長が招集し、個別ケース検討会議は調整機関が招集する。
- 2 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関に対し、支援の対象となる若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。
 - 3 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関以外の者に必要な協力を求めることができる。この場合において、協議会は、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(秘密保持義務)

- 第8条 協議会の構成員は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月30日から施行する。

別表（第3条関係）関係機関

区分	機関名等
国	法務少年支援センターふくおか 福岡保護観察所 福岡労働局職業安定部訓練室 福岡法務局人権擁護部
県	福岡県福祉労働局労働局就業支援課 福岡県警察本部生活安全部少年課 福岡若者サポートステーション（国・県）
市	福岡市こども未来局こども政策部こども健全育成課 福岡市こども未来局こども健やか部こども家庭課 福岡市こども未来局子育て支援部こども発達支援課 福岡市こども未来局こども総合相談センターこども支援第2課 福岡市福祉局生活福祉部地域福祉課 福岡市福祉局生活福祉部保護課 福岡市福祉局生活福祉部生活支援課 福岡市保健医療局健康医療部精神保健福祉センター 福岡市福祉局障がい者部障がい者支援課 福岡市経済観光文化局総務・中小企業部経営支援課 福岡市教育委員会指導部中学校教育課 福岡市教育委員会指導部教育相談課 福岡市市民局男女共同参画部男女共同参画課
民間	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 福岡県弁護士会
支援調整機関	福岡市若者総合相談センター